

児童手当・特例給付 認定請求書

(あて先) 寒川町長

提出年月日

審査のための所得及び住民基本台帳などの公簿による確認
マイナンバー制度(情報連携を含む)による所得及び住所確認に同意します。

令和 . .

Requester information form including name, address, phone, sex, date of birth, occupation, and spouse information.

* 配偶者氏名欄の押印をもって、当該配偶者に係る課税台帳などを調査することに同意したものとみなします。

児童

Table for children with columns for name, birth date, residence, guardianship, and relationship to the applicant.

Summary section for pension status, support status, and income status.

Financial institution information section including bank name, branch, and account details.

Income summary table with columns for total income, deductions, and net income.

Child benefit calculation table with columns for child status, income, and benefit amount.

○裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ○※印の欄は記入しないでください。 ○字は楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

(裏面)

注意

- 1 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 2 「配偶者の氏名」及び「配偶者の職業」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。なお、配偶者には、子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 3 「個人番号」の欄は、「請求者」、「配偶者」の12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「子ども」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 5 子どもが海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、子どもが請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、子どもが請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 「加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ① 加入している公的年金制度について、いずれか該当するものを○で囲んでください。「99」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
 - ② 「1」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 8 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公募等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区を含みます）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 子どもが他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その子どもの属する世帯の全員の住民票の写し
 - ② 子どもが海外に留学している場合は、当該子どもが日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 子どもが請求者自身の子であり、請求者がその子どもと別居している場合は、請求者のその子どもに対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 子どもが請求者自身の子でない場合は、父母とその子どもとの養育関係及び請求者とその子どもとの養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、子どもと同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

*情報連携で所得照会する際に市町村名が必要なため確認を行なうこと。

請求者 令和 年1月1日の住所（市町村名） 配偶者 令和 年1月1日の住所（市町村名）
住所（市町村名） 住所（市町村名）